

複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用について

神奈川県内広域水道企業団が発注する、複数年にわたる運転管理委託、施設維持管理委託、清掃管理委託、正門管理委託について、昨今の人件費や物価の急激な上昇を踏まえ、適切な価格転嫁が図れるよう、契約期間中における人件費、物価変動に応じて契約金額を変更できる条項（以下、「スライド条項という。」）を導入します。

1 スライド条項の概要

スライド条項は、一般委託業務契約の締結後において、賃金水準となる労務単価が一定以上変動した場合に、企業団又は受注者の申出により契約金額の変更を請求できる制度です。

2 対象業務

複数年（履行期間が14か月以上の長期継続契約及び債務負担行為を設定している業務委託）にわたる一般委託業務契約（工事請負契約及び計画調査委託契約は除く）で、履行の途中で残委託量の確認、計算ができるもののうち、次の業務を対象とします。

なお、適用対象となる契約は、入札公告等に対象契約である旨を明示します。

- (1) 施設の運転管理業務
- (2) 施設の維持管理業務
- (3) 施設の清掃
- (4) 警備（機械警備は除く）

※履行開始から12か月経過後に請求可能となります。なお、請求時点で残りの履行期間が2か月以上必要となります。

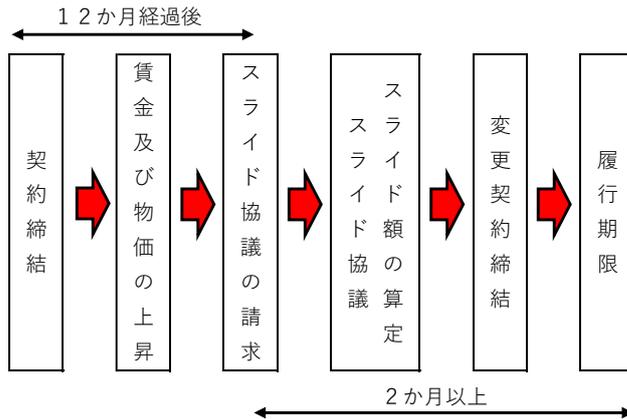
3 適用開始時期

令和8年4月以降に入札公告等を行い、それ以降に契約となる業務から適用します。

ただし、令和8年4月に契約を予定している以下の業務は、スライド条項の対象業務とします。

- ・ 社家ポンプ場排砂処理運転管理委託
- ・ 西長沢浄水場正門管理委託
- ・ 相模原浄水場正門管理委託
- ・ 伊勢原浄水場正門管理委託
- ・ 綾瀬浄水場正門管理委託
- ・ 飯泉ポンプ場正門管理委託
- ・ 社家ポンプ場正門管理委託
- ・ 相模原浄水場本館等清掃管理委託
- ・ 伊勢原浄水場清掃管理委託
- ・ 綾瀬浄水場清掃管理委託
- ・ 飯泉ポンプ場清掃管理委託
- ・ 社家ポンプ場清掃管理委託

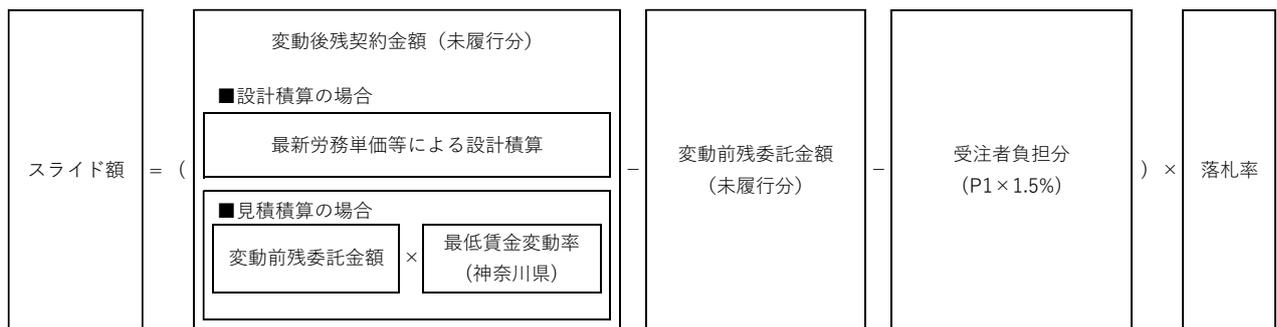
4 スライド条項適用の流れ



5 スライド額の算出方法

スライド額の算出方法は、「設計積算により算出する方法」を基本としますが、直接業務費等に見積を採用している場合は、「最低賃金変動率（神奈川県）により算出する方法」とします。変動後残委託金額は最新の単価もしくは最低賃金変動率（神奈川県）を乗じて算出し、変動前の残委託金額と請求者負担分（変動前残委託金額の1.5%）を差し引いた金額に落札率を乗じた額がスライド額となります。

(スライド額算出のイメージ図)



（問い合わせ先
 総務部 契約検査課
 TEL 045-363-4961）